解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年三月二十九日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月一日

大阪府守口市京阪本通二丁目二番五号守口市役所内

守口市土地開発公社

代表清算人　井上　良一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月一日

奈良県桜井市大字初瀬七七四番地

財団法人元森町自治会

代表清算人　菖蒲　稔雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月五日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月一日

和歌山県東牟婁郡古座川町添野川七三八番地

財団法人添野川保郷会

代表清算人　岡本　人司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月一日

広島市西区己斐東一丁目六番一号

財団法人広島県相互扶助会

清算人　古川　政則

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月一日

茨城県水戸市梅香一丁目二番五四号

社団法人酪農ヘルパー茨城県協会

代表清算人　大槻　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十二日開催の臨時総会の決議により、同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月一日

茨城県水戸市八幡町一一番五二号茨城県立母子の家内

社団法人茨城県母子寡婦福祉連合会

清算人　黒田　光枝

解散公告（第二回）

当法人は、総会の決議により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月一日

栃木県鹿沼市さつき町一五番地

社団法人鹿沼工業団地総合管理協会

清算人　中村　清

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月一日

栃木県宇都宮市中央一丁目一番一五号宇都宮市総合福祉センター内

財団法人宇都宮市老人クラブ連合会

代表清算人　野澤　正明

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月一日

埼玉県秩父市寺尾一五三番地一

財団法人秩父社会文化会館

代表清算人　内海　勝男

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月一日

岐阜県可児市久々利柿下入会字牟田ヶ洞三五二番地

財団法人豊蔵資料館

代表清算人　榎本　徹

解散公告（第二回）

井上町土地改良区は、平成二十五年四月二日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月一日

静岡県静岡市清水区庵原町一番地

清算法人井上町土地改良区

清算人代表　神谷　重治

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月一日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二番二八号名古屋第二埼玉ビル

社団法人愛知県経営科学協会

代表清算人　田淵　一光

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年五月十九日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十五年三月三十一日三重県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月一日

三重県伊勢市宮町一丁目一〇番一四号

学校法人井上学園

清算人　井上　親行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月一日

大阪府枚方市東田宮一丁目二番一号

財団法人枚方市公園緑化協会

代表清算人　寺農　斉

債務引受に係るお知らせ

当行は、平成二十五年四月三十日付で株式会社ほうわバンクカードが債権者に対して負う一切の債務を重畳的に引受けましたのでお知らせいたします。

平成二十五年五月一日

大分市王子中町四番一〇号

株式会社豊和銀行

取締役頭取　権藤　淳